

保護者の皆様へ

平成 15 年 5 月 27 日

飯沼小学校敷地内禁煙について

飯沼小学校 PTA 会長 吉田孝至

近年、公共の場での禁煙が全国的に広まりつつありますが、本年 5 月 1 日の健康増進法の施行を機に、とりわけ学校などの教育機関での喫煙の是非も議論されております。

飯沼小学校では従来良識ある「分煙」体制をとっていただいておりますが、このたび本校 PTA 総務企画委員会より「学校敷地内の全面禁煙」をご提案させていただきました。

その後学校長をはじめとして教職員の皆様にも快くご了承をいただき、PTA 運営委員の皆様のご理解とご協力のもと、本年 5 月 30 日から飯沼小学校の「学校敷地内の全面禁煙」を実施することになりました。全国的には和歌山県、仙台市、宇都宮市などの先進地が多数ありますが、銚子市内ではもちろん、千葉県内の公立校では初めての試みと思われま

今回の「学校敷地内の全面禁煙」の目的の第 1 は、教育上の配慮、第 2 は、健康管理の問題、第 3 に防災上の安全確保です。

「教育上の配慮」というのは、いうまでもなく喫煙の害を教える教師や教育関係者が児童生徒の目に見える形での喫煙は学校という教育の場ではふさわしくないという考えです。

次に「健康管理の問題」とは、いわゆる「受動喫煙」を防ぐことによる非喫煙者の健康の保護ということです。これは児童の各家庭でも真剣に取り組んでいただきたい問題です。

最後の「防災上の問題」は、例えば運動場、校庭、体育館などを一般市民に貸し出す際のタバコの吸殻の投げ捨てなどによる失火を防ぐ必要があるのではないかということです。

これまで以上に、地域に「開かれた学校」を実現するためにも、学校を訪れる地域の人々の喫煙マナーだけでなく、例えば行事などでのゴミの持ち帰りなどの「環境」に関わる問題も含め、大人が率先して行動し、子どもたちに模範を示す必要があると考えます。

保護者の皆様および学校関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら、飯沼小学校 PTA の事業のひとつとして推進して行きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。